

ロゴマーク「BE KOBE」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロゴマーク「BE KOBE」(以下「BE KOBE」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 「BE KOBE」は、震災20年継承・発信事業の中で、「神戸の様々な魅力の中で、一番の魅力は人である」という市民の意見を集約し、つくられたロゴマークである。このロゴマークに込められた理念を広く発信し、神戸市民であることを誇りに思う気持ち(シビックプライド)を醸成するために使用する。

(使用できる者)

第3条 「BE KOBE」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わず何人も使用することができる。

- (1) 神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると神戸市(以下「市」という。)が認めるとき

(使用の手続)

第4条 「BE KOBE」を使用する者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)に「BE KOBE」の使用目的等、必要事項を記入し、必要な書類を添付して市に提出し、「BE KOBE」の使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、市は、ロゴマーク使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続き無く「BE KOBE」を使用することができる。
 - (1) 市、issue+design、デザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 市、issue+design、デザイン・クリエイティブセンター神戸(KIITO)が共催又は後援する行事について、その共催または後援を示す目的において使用する場合
 - (3) 個人的に又は家庭内など限られた範囲内において使用する場合
 - (4) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
 - (5) 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)が教育目的で使用する

る場合

(使用上の遵守事項)

第5条 「BE KOBE」を使用する者は、使用するデザインについて、別紙使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマーク等を使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること

(2) 商品にロゴマーク等を使用する際には、「BE KOBE」の理念を広めるために、別紙ステートメントを記載したカード等を添付すること

(3) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる

(使用の取消)

第6条 使用の承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用の承認を受けた者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(所管)

第7条 当要綱に関する事務は、市長室広報部広報課が所管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「BE KOBE」の取り扱いに必要な事項は、市が別に定める。

(施行期日)

第9条 この要綱は、平成27年11月13日より適用する。